

入札の質疑に対する回答（平成30年5月7日公告分）

契約番号	15	
契約件名	(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事施工監理業務委託	
質疑受付日	質疑	回答
5月22日	1、監督対象工事（公園工事）において、建築・機械設備・電気の担当者資格要件はあるのでしょうか。 ※建築士法上、1、2級建築士でなければ設計、監督出来ない構造物等は無いのか。	本工事における建築物は便所、円形パーゴラ、防災パーゴラ（2棟）である。詳細については本組合ホームページ「平成30年5月28日一般競争入札告示」内契約件名「(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事」の関係資料を閲覧のうえ、建築基準法及び建築士法を確認されたい。
5月22日	2、業務期間中の出勤日数等（日報等に確認）の縛りはあるか。 ※国交省発注者支援業務「工事監督支援業務」19.5日/1ヶ月等の規定はあるか。	本監理業務委託仕様書第11条及び内訳書(単価抜き)1号単価表の人工数を参考にされたい。
5月22日	3、対象工事の工種、工数の情報があれば教えて頂きたい。	本組合ホームページ「平成30年5月28日一般競争入札告示」内契約件名「(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事」の関係資料を閲覧されたい。